

「こどもまんなか熊本・実現計画」中間整理に対し意見表明

～熊本の未来を担う人材を社会全体で育むための計画に意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会熊本損保会(会長：東村 智司 東京海上日動火災保険株式会社 熊本支店長)では、2024年10月4日付で公表された「こどもまんなか熊本・実現計画」(中間整理)の意見募集に対し、10月31日付で意見表明を行いました。

当該計画は、既存の第2期「くまもと子ども・子育てプラン」を包括的に見直し、こども基本法第10条に基づく「こども計画」として位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定されるものです。

熊本損保会では、金融経済教育や犯罪被害・事故・災害に対する環境整備等に関する施策に対して次の意見を表明しております。

《主な意見内容》

P18～19

第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

1 こどものライフステージに応じた支援

(3) 学童期・思春期の支援

イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

成年年齢を迎えた若年層は、自由に経済活動を行えるようになるものの、その他年齢層に比べて資力に乏しいことから、長期的な貯蓄・投資とともに、予期していない事故に伴う経済的備えについての知識を習得する必要性が高いと考えており、「金融経済教育の機会の提供に向けた取組みを推進するため、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組めます。」に賛同いたします。

また、「こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組めます。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組みを一層推進します。」にも賛同いたしますが、全国民が等しく被る可能性がある老・病・失業等に備え、加入する社会保険に関わる教育推進とともに、自らの自由な選択により生まれるリスクと、その備え等(例：自動車のリスクとその備え)についても、同時に取組みを推進いただくことが、P16「ア 質の高い教育の推進」に記載されている「変化の激しい時代の中、こどもが未来の社会を自立的に生き、社会に参画するための資質や能力を習得できる教育を推進する」ことにつながると考えておりますので、社会保険以外のリスクとその備えに関する取組み推進に関してもご検討願います。

P34

第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

5 特に支援が必要なこどもへの支援

(4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

児童等の登下校の交通事故や自然災害の頻発化・激甚化あるいは共働き世帯の増加を踏まえると、こども・若者自らの判断により、自らと他者の安全を守ることが重要であると考えており、「こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。特に、こどもが犯罪や

交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置や、防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討します。子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村に直接出向き、地域と一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等により子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。」に賛同いたします。

子ども・若者が、おとなに大切にされつつ、自らの安全を守ることは、「少子化の進行など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他の県民みなで子どもの幸せな暮らしや育ちを支えていくことが必要です。」という P8 「子どもまんなか熊本」の基本的な考えを体現する重要な施策と考えます。